

浦安市議会ハラスメントの防止及び根絶に関する条例

令和8年3月23日

条例第16号

市民から負託を受けた浦安市議会議員（以下「議員」という。）は、浦安市政治倫理条例（平成19年条例第19号）に基づき、市政に携わる者としてその権能と責務を深く自覚し、品位ある人格と高い倫理観を持って行動し、市政の発展に資するべきである。

ハラスメントは、これを行う者の意識の有無にかかわらず相手の人格及び尊厳を侵す人権侵害である。また、ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけるだけでなく、信用及び信頼を失わせるものである。

浦安市議会（以下「議会」という。）は、議員及び議会としての役割を十分に発揮するため、全ての議員が相手の人格を尊重し、相互に信頼を深めることを通じて、議員によるハラスメントの防止及び根絶に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、議員によるハラスメントの防止及び根絶のための対策を講じるとともに、議員によるハラスメントの被害者への配慮及び適切な対応を行うことにより、信頼される議会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為の総称をいう。

- (1) パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動により、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与えること又は生活環境や職場環境を害する行為をいう。）
- (2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により、他の者に不快感を与える行為をいう。）
- (3) 妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント（妊娠したこと、出産したこと、妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することがで

きないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動により、相手方に不快感を与えること又は生活環境や勤務環境を害する行為をいう。)

- (4) その他のハラスメント（合理的な理由がなく、相手方に精神的又は身体的な苦痛を与える言動であって、前3号に該当しないものをいう。）

（議員の責務）

第3条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表者として市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、議員によるハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。

2 議員は、次条第1項に規定する申立てがあつたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにし、その責任を明確にするよう努めなければならない。

3 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該言動を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し、解決に努めるとともに、浦安市議会議長（以下「議長」という。）に報告しなければならない。

（議長の責務）

第4条 議長は、議員によるハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、議員によるハラスメントの相談及び申立てを受けた場合には、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

2 議長は、議員によるハラスメントの相談及び申立窓口を議会事務局に置くものとする。

3 議長は、第1項に規定する申立てを受けた場合においては、当事者それぞれから聴き取りを行い、事実関係の把握に努めるものとする。

4 議長は、前項の規定により事実関係の把握に努めた結果、解決に至らない場合は、浦安市議会ハラスメント事案に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。

5 議長は、次条に規定する調査委員会の調査結果を尊重し、議員によるハラスメントが確認された場合は、ハラスメントを行った議員に対して指導、助

言、注意その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査委員会)

第5条 調査委員会は、議会における全議員をもって組織する。

2 調査委員会に、委員長を置き、議員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

4 調査委員会は、議員によるハラスメントの申立てに関する事実関係の調査を行う。

5 調査委員会は、必要があると認めるときは、外部の有識者、関係者等を調査委員会に出席させ、説明、意見、助言等を求めることができる。

6 調査委員会は、調査結果について、議長に報告する。

(職務の代行)

第6条 議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象になったときは議会運営委員会委員長が、第4条第3項から第5項までに規定する議長の職務を行う。

(研修等)

第7条 議会は、議員によるハラスメントの防止及び根絶を図るため、必要な研修等を実施するものとする。

(守秘義務等)

第8条 議員は、議員によるハラスメントの被害者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 議員は、第4条第1項に規定する相談又は申立てをしたことを理由として、当該相談又は申立てをした者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。